

秋田県地域防災計画の概要について

1 背景

- 地震など自然的条件から発生する災害の広域化や、水害や土砂災害など、温暖化に伴う気候変動もたらす災害の激甚化（平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年1月～2月豪雪、北海道胆振東部地震、平成30年7月西日本豪雨など）
- 減災に向けたハード・ソフト対策を推進するとともに、住民の「自らの命は自らが守る」という意識の徹底が求められている。

2 修正方針

- 近年発生した災害対応の教訓や、関係法令の改正を踏まえ修正された防災基本計画（平成29年4月、平成30年6月、令和元年5月）の反映
- その他所要の修正（県独自の見直し及び火山防災協議会協議事項の反映、その他時点修正等）

3 主な修正項目

総 則

計画の方針

- ・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知
- ・民間事業者との協定締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握などによる協力体制の構築
- ・地方公共団体による応援協定等について、実効性確保の重要性を理念として明確化
- ・ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策の推進及び大規模災害の教訓を踏まえた対策の改善

災害予防計画

①防災知識の普及計画

- ・高齢者の避難行動に対する理解促進
- ・学校における防災教育・避難訓練
- ・地域防災リーダーの育成
- ・生活再建に向けた保険・共済等の普及啓発・加入促進

②災害情報の収集・伝達計画

- ・企業における緊急地震速報受信装置の活用

③避難計画

- ・災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築
- ・避難所運営に係る平時からの専門家等との定期的な情報交換
- ・住民の避難行動等を支援する防災情報の提供（5段階の警戒レベル）

④水害予防計画

- ・国や県の市町村に対する助言・情報提供（避難勧告等の判断時期、河川の状況や今後の見通し等）
- ・国による大規模氾濫減災協議会の創設
- ・洪水予報河川、水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告の発令基準の設定
- ・ため池の耐震化や統廃合の推進

⑤建築物災害予防計画

- ・罹災証明書交付等を支援するシステムの活用検討
- ・住家被害認定調査に関する体制の強化
- ・指定避難所等の耐震化による安全性の確保
- ・液状化ハザードマップの作成・公表

⑥土砂災害予防計画

- ・透過型砂防堰堤や流木捕捉式治山ダム等の対策強化

⑦公共施設災害予防計画

- ・国による重要物流道路の指定

⑧雪害予防計画

- ・道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を具体化

⑨廃棄物処理計画

- ・関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

⑩要配慮者支援計画

- ・避難行動要支援者名簿情報の適切な管理
- ・外国人に対する防災・気象情報の多言語化

⑪災害ボランティア活動支援計画

- ・行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備及び強化

⑫企業防災促進計画

- ・中小企業等における防災・減災対策の普及促進
- ・要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化
- ・要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成

⑬大規模停電対策

- ・防災拠点の業務継続性確保のための非常用電源を7時間以上稼働できる燃料等の確保

⑭火山災害対策

- ・噴火速報の運用見直し等（火山防災協議会の意見）

災害応急対策計画

①広域応援計画

- ・国の「被災市区町村応援職員確保システム」による人的支援
- ・地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定

②災害情報の収集・伝達計画

- ・最新のICT（情報通信関連技術）の導入

③緊急輸送計画

- ・国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施
- ・港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保

災害復旧計画

公共施設災害復旧計画

- ・国による重要物流道路における災害復旧等代行制度の創設
- ・国による県管理河川等の工事代行制度の充実